

# 医療機関の皆様へ

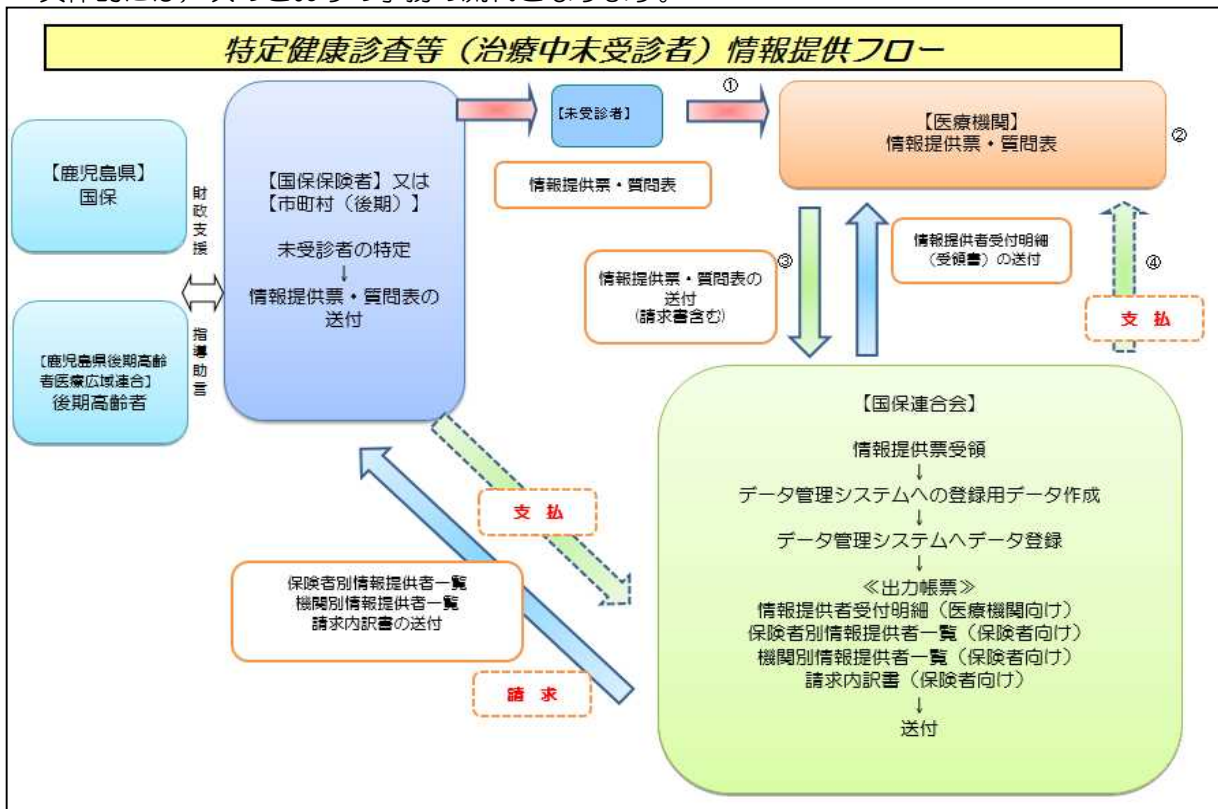
## 特定健診等未受診の患者さんが、市町村から情報提供票を持参した場合の取扱いについて（お願い）

鹿児島県国民健康保険団体連合会では、各市町村と県医師会（医療機関）及び本会と契約・連携して医療機関から特定健診に相当する医療データの情報提供を受ける取組を平成23年11月から実施しています。

また、令和4年度から一部市町村においては後期高齢者の健康診査未受診者も対象に実施しているところです。

○後期高齢者実施市町村（令和5年度）

曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、屋久島町、喜界町、大和村、龍郷町、和泊町  
 具体的には、次のとおりの事務の流れとなります。



- ① 患者さんが、市町村の発行した「情報提供票・質問票」（両面印刷）を医療機関へ持参します。
- ② 本人の同意と質問票を御確認の上、医療データの記入及び追加項目の実施をお願いします。
- ③ 「請求書」と「情報提供票・質問票」を本会へ毎月5日（土・日・祝日の場合は翌営業日）までに送付してください。
- ④ 各市町村が、情報提供料として1件当たり文書料1,100円（税込）、追加検査料1,650円（税込）、また追加項目の契約がある市町村の場合1件当たりそれぞれの単価を追加項目料として、本会を経由してお支払いします。

なお、本会へ提出される際の注意事項等については、裏面に記載してあります。

## ○本会に提出・送付時の確認・注意事項

### ① 患者さんが持参した、市町村が発行した「情報提供票・質問票」(両面印刷)を医療機関で記入し国保連合会へ提出します。

・市町村ごとに請求書・情報提供票を綴じて提出してください。

**※後期高齢者実施の市町村については、国保と後期を分けて市町村ごとに請求書・情報提供票を綴ってください。**

・住所、氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、被保険者証番号、受診券整理番号を確認してください。

※個人情報保護と事故防止の為に、授受が明確となる送付方法(書留・レターパック等)にご協力ください。

### ② 情報提供票と質問票及び請求書の必要事項を記入します。 それぞれ、次の事項について確認をお願いします。

#### 【情報提供票】

- ・保険者記入欄(提供票上部分)の記入
- ・本人同意欄(提供票下部分)の同意日・氏名の記入
- ・医療機関記入欄のデータ(治療中疾患名及び基本項目:身体計測～尿検査)を全て記入(※血糖検査については、空腹時血糖、随時血糖、HbA1cのいずれか一つで可)
- ・追加検査実施がある場合は、追加検査実施欄に○印
- ・質問票確認の欄は、質問票(提供票裏面)の回答欄の記入を確認し、追加検査実施欄に○印を記入(○印をつけることで追加検査料1,650円(税込)の請求となります)
- ・追加項目医療機関記入欄(但し、追加項目がある市町村のみ)の記入  
追加項目を追加検査で実施された場合、追加検査実施欄に○印をつけることで、追加項目の契約がある市町村に1件当たりそれぞれの単価を追加項目料として請求できます
- ・医師の意見欄の記入及び、追加検査実施年月日・医療機関住所・医療機関番号・医療機関名・医師名 全て記入  
(追加検査がない機関については、基本項目を記入した年月日を追加検査実施年月日に記入)

#### 【質問票】

・質問票(提供票裏面)の氏名・回答欄(特に※1・2・3・8は、特定健診必須項目)は全て記入

**※質問票(後期高齢者の健康診査情報提供票)については、1～15を全て記入**

#### 【請求書】

- ・国保、後期高齢者を分けて市町村ごとに請求書を作成  
(例)国保2件、後期3件を請求する場合、同じ市町村でも、国保2件、後期3件の請求書を作成する。
- ・請求書作成日・住所・医療機関番号・医療機関名・代表者の記入
- ・請求分の年月を記入(例:11月に本会へ提出の場合、11月請求分となります)
- ・請求金額内訳を記入
  - 情報提供票の件数(1人当たり 1,100円(税込))
  - 情報提供票の中で追加検査実施がある件数(1人当たり 1,650円(税込))
  - 追加項目がある場合は、その単価と項目数
- ・請求金額内訳を計算し、請求金額欄へ記入

### ③ 「請求書」と「情報提供票・質問票」を国保連合会へ毎月5日(土・日・祝日の場合は翌営業日)までに提出してください。

### ④ 各市町村が、情報提供料として1件当たり1,100円(税込)、追加検査料1,650円(税込)、また追加項目の契約がある市町村の場合1件当たりそれぞれの単価を追加項目料として、国保連合会を經由して支払います。

・請求された金額について、本会より請求月の翌月末までに診療報酬届出口座へ振込みます。

### ⑤ その他

- ・情報提供内容に不備がある場合は、市町村の担当者から照会があります。
- ・特定健診情報提供に関する注意事項及び請求書・情報提供票の様式については国保連合会ホームページへ掲載しています。

※本会ホームページ URL <https://www.kokuhoren-kagoshima.or.jp>